

富山市議会議員 江西照康

令和5年6月定例会 議会傍聴ダイジェスト
令和5年6月12日(月)午前10時45~
持ち時間45分 一問一答方式ケーブルテレビ生放送&インターネット生+録画

質問は2問です。
裏面をご覧ください

質問前にお届けするため、残念ながら、A3規格からA4規格に戻しました。

富山市行政
のギモンを
質問します！



20番
江西 照康

市議会会派自民党 幹事長
厚生委員会委員
議会改革検討調査会委員
議会報編集委員会委員
各派代表者会議委員
富山市都市計画審議会委員

後半戦突入です。
市民目線を失わず
当たり前のことを大切に
まっすぐ取り組みます。

発行
富山市打出828
江西 照康

江西 照康

時間がないから短い文にまとめられないときスカルが言つたそうです。私も短い文にうとすると、お伝えしたいことが上手くまとめられず、今回は苦労しました。私にとって時間がないのは、長文が打ち込めないのでなく、配布用に折り込むことができないということなのです。実際の質問はもう少し多面的な視野で行います。

尚、本紙作成および配布に当たり、第1号より、
政務活動費は一切使用しません



本傍聴ダイジェストは、私の質問をご覧いただく際の補助資料として、平成29年12月議会より作成しているもので、本号で、通算19号目の発行となります。私が質問の際に、どういう考え方で質問をしているのか、何を目指しているのか、何を本資料を参考にご覧いただけますと幸いです。議会質問は、インターネットで、数日後録画がアップされます。バーコードをスマホで読み取つていただくとご覧いただけます。

Q1 世帯構成から考える政策について

25%が非課税世帯

令和5年度 非課税世帯数	45,200世帯 追加世帯200世帯含む
全世帯数	184,686世帯
割合	25%

うこと自体
世帯が全世
帯の25%を
占めるとい
うこと

他の世帯は、
広く均等に
負担してい
ただくもの」
だというこ
とであるか
ら、非課税

騰等に直面する低所得世帯（住民税非課税世帯）を支援する為、5月に臨時議会が開催され、1世帯当たり3万円の給付金を支給する施策が議決された。非課税世帯に給付支援する施策は、3年連続4回目である。

5月臨時議会で提出された資料による非課税世帯は左図の通りであるが、非課税世帯が、全世帯の4分の1を占める現状について皆さんはどう思われるであろうか。

非課税世帯とは、世帯全員が市民税均等割の負担を免除される世帯である。割りとは、「所得金額の多少にかかわらず、市民の皆さんに広く均等に負担してい

コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する低所得世帯（住民税非課税世帯）を支援する為、5月に臨時議会が開催され、1世帯当たり3万円の給付金を支給する施策が議決された。非課税世帯に給付支援する施策は、

が、①均等割の定義の表現がおかしい、もしくは、②富山市の多くの市民がとても深刻な状況の、どちらかなのである。私は気になって、富山市はいつからこのような状況となっているのかか調べたところ、令和3年に同様の施策が行なわれるまで、全く把握していないということがわかった。

ちなみに国では、厚労省による「国民生活基礎調査」において課税非課税の割合を調査しているがここ10年は概ね25%前後で推移しており、この課題は日本全体の問題であることがわかる。

その調査結果をみると世帯主が75歳を超えると非課税世帯の割合は4割を越えてくることから、76才、75才の方が最も多い人口構成を持つ富山市は、その状況を踏まえた政策を意識する必要がある。

その他、少子化による学校統廃合の問題では、コンフォート変化率により子どもの人數予測を行なっているが、これらも各地区の世帯構成を見れば、この問題が、単なる少子化問題ではなく都市計画の問題であることがより分かりやすいと考える。

データの認識とそれに基づく政策の運営について当局の見解を問いたい。

Q2 法定外公共物への対応について



法定外公共物に対する積極的な関与を
求め、当局の見解を問いたい。



法定外公共物というと、物々しい表現であるが、道路法、河川法等の適用がない、里道、水路等のことである。一般的に、道は赤線、水路は青線と呼ばれるが、特に問題があると感じるのでは、水の流れる青線についてである。法定外公共物は、以前は国に所有権があつたが、現在は市に移管され、市においても財産管理を行う財務部から、河川管理を行う建設部に近年移管されている。

ではその管理が一般の市道や河川のように市によって管理されているかとね25%前後で推移しており、この課題は日本全体の問題であることがわかる。合、その手当をしないというスタンスなのである。

では誰が管理するのか。農用地内にかけたい等の要望が、地域の不動産会社などから出た場合、市の同意が必要となるが、市は管理していると想定されるのが元ほどの元営農組織にも同意を求めるのが原則である。しかしながら、元々が農業用の水路等であった場合、市道の側溝のような構造の強度がないから、同意できないという判断が元営農組織によってなされる場合がある。

にもかかわらず、市が同意するという事案が見受けられるが、果たして今後の責任はどうするのか。

例外的な対応があつた場合、その記録が曖昧になると、善良な市民側がとばっちりを受ける恐れがある。

さて、それらの法定外公共物に蓋をあれば、それぞれの営農組織が管理することも多いが、市街化区域に編入される先ほどの元営農組織にも同意を求めるのが原則である。しかしながら、青線の場合、水が流れることによつて、老朽化や環境の劣化が進むから、不備の限界にきて初めて対処を考えるという今のスタンスでは問題がある。

Q3 法定外公共物に対する見解について